

令和2年5月29日

## 袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針の改定について

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 原田英之

国の専門家会議の提言等を受け、5月25日に全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されたことから、5月29日に第11回本部員会議を開催し、6月1日から7月31日までの基本方針を改定いたしましたので、お知らせいたします。

今後における感染症の発生状況や国、県の動向により、その都度、本部員会議を開催し、基本方針を再確認してまいります。

# 袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部

## 基本方針

令和2年5月29日改定

国の専門家会議の提言等を受け、5月25日に全ての都道府県で緊急事態宣言が解除されたことから、第11回本部員会議により、基本方針を次のとおり改定します。

市民及び事業者の皆さんには、感染防止対策として、引き続き「3つの密」の回避をはじめ、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策を取り入れていただき、感染拡大防止への継続的な協力をお願いします。

### 1 市民への呼びかけについて

感染拡大を長期的に防ぐため、「新しい生活様式」を取り入れていたらしくよう次のことを呼びかける。

- (1) 全ての市民の皆さんには、一人ひとりの基本的な感染防止対策として、感染防止の3つの基本となる「①人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空ける」、「②マスクの着用」、「③手洗い」の徹底を呼びかける。また、マスク着用時にも、こまめに水分補給を行うなど、熱中症対策には十分注意することを呼びかける。
- (2) 県境を跨ぐ移動は、6月18日までの間において、5月25日に緊急事態措置が解除された5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）との間の不要不急の移動については、回避するよう呼びかける。

その他の府県への移動制限については、静岡県が定期的に発表する警戒レベル及びそれに応じた「移動に関する行動制限」に基づく行動を呼びかける。

- 6月19日以降についても、県の方針に基づく行動を呼びかける。
- (3) 日常生活における基本的生活様式として、「3つの密」①密閉（換気の悪い密閉空間）、②密集（人が密集している）、③密接（近距離での会話や発声が行われる）を徹底的に避けるとともに、手洗いや咳エチケット、人と人の距離の確保などの基本的な感染防止対策の徹底を呼びかける。
  - (4) 自治会や自治会連合会の会議等を開催する場合は、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じることとする。

(5) 新型コロナウイルス感染症に関する誤解や偏見などには惑わされず、注意して冷静な対応を呼びかける。

## 2 イベント等の開催について

イベント等については、感染防止対策を講じた上で、適切に開催することとする。

なお、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。

## 3 感染防止対策の実施について

新型コロナウイルス感染症を予防するため、次のとおり、適切な感染防止対策を講じ、「3つの密」を避けることとする。

- ア 風邪症状等体調の悪い人は、外出等を控えるようとする。
- イ 咳エチケットや手洗い等を実施する。
- ウ 換気を十分に行う。
- エ 多くの人が密集することのないようにする。
- オ 多くの人の手が触れる場所等は、消毒を定期的に行う。  
(ドアノブ、手すり、テーブル、いす、スイッチ、トイレの流水レバー等)

## 4 市内の企業・事業所への呼びかけについて

- (1) 市内の企業・事業所へは、厚生労働省や静岡県が発信する情報等を適切に提供する。
- (2) 3の感染防止対策の実施に加えて、引き続き、風邪症状等体調の悪い人への休暇取得の勧奨、職場に出勤しなければならない従業員を減らす方法(テレワークや時差出勤等)など、働き方の新しいスタイルの推進を要請する。
- (3) 市内の事業所や店舗などには、「3つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人ととの距離を適切にとるなどの基本的な感染防止対策を行うことを働きかける。
- (4) 関係団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき取り組んでいただくよう強く呼びかける。

## 5 市内小学校、中学校、保育所、幼稚園等の対応について

### (1) 小中学校について

ア 児童生徒・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で教育活動を行う。

イ 臨時休業期間に対する学びを保障するとともに、学校行事に割振る時間を確保するため、長期休業の基準日を次のとおりとする。

夏季休業 8月8日（土）から8月24日（月）まで

冬季休業 12月26日（土）から1月5日（火）まで

学年末休業 3月20日（土）から

### (2) 放課後児童クラブについて

ア 児童・支援員等の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上でクラブ活動を行う。

イ 小学校の長期休業期間の変更に適切に対応する。

### (3) 保育所及び認定こども園（保育部）について

ア 児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で保育活動を行う。

イ 民間の保育園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

### (4) 幼稚園及び認定こども園（幼児部）について

ア 児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で保育活動を行う。

イ 民間の幼稚園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

### (5) 給食の対応について

ア 配膳時における感染リスクの軽減に配慮するとともに、適切な栄養摂取ができる給食を提供する。

イ 小中学校の長期休業期間の変更に適切に対応する。

### (6) 子育て支援センター、笠原児童館について

ア 児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で開館する。

### (7) 育ちの森について

ア 児童生徒・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で支援を行う。

## (8) 図書館、月見の里学遊館、メロープラザ、郷土資料館、近藤記念館及び歴史文化館等について

- ア 図書館、郷土資料館、近藤記念館、歴史文化館は、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で開館する。
- イ 月見の里学遊館、メロープラザは、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で開館する。
- ウ 澤野医院記念館は、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で6月1日から開館する。

## 6 市内公共施設の利用について

### (1) コミュニティセンターについて

コミュニティセンターは、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

### (2) 老人福祉センター（笠原老人福祉センター・白雲荘）について

老人福祉センターは、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

### (3) 市内体育施設等について

さわやかアリーナ、風見の丘等の屋内体育施設は、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

### (4) 市内公園の利用について

公園の利用については、空いた場所及び時間を選ぶなど利用者が感染防止対策を講じた上で、利用するものとする。

## 7 この基本方針は、令和2年6月1日から令和2年7月31日までのものとする。

なお、今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、改定する。

### 基本方針（改定履歴）

令和2年2月21日作成

令和2年2月28日改定

令和2年3月10日改定

令和2年3月16日改定

令和2年3月23日改定

令和2年4月 8日改定

令和2年4月17日改定

令和2年4月23日改定

令和2年5月 1日改定

令和2年5月 5日改定

令和2年5月15日改定

5月29日（金）現在は「警戒レベル3（県内注意、県外警戒）」です。

現在、感染拡大が限定的（感染限定期）となっているのは、県民の皆様の御努力や御協力の賜物です。これからも、一人ひとり、行動に気をつけていただき、皆さん一緒に一日も早い日常の回復を目指しましょう。

以下のような行動を心がけていただくようお願いいたします。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

- ◎ 新型コロナウイルスに感染しないためには、見えない感染者（※）  
(自分が感染していることに気付いていない人) に、  
「近づく可能性をどうすれば減らすことができるか」  
「知らずに会っても、うつらないようにできるか」が、大切です。
- ◎ 県内の感染は、その多くが感染経路を特定されており、ウイルスは感染拡大地域から持ち込まれたものです。現状を見ると、県内に、見えない感染者がいる可能性は、県外と比べると相対的に低いものと考えられます。
- ◎ 一方、直近まで、特定警戒都道府県であった北海道、東京都など首都圏（4都県）及び人口10万人当たりの感染者数が多い石川県、愛媛県、福岡県は、見えない感染者が市中にいる可能性がより高いと言えます。
- ◎ 感染の状況は地域で異なるので、訪問先又は来訪者の地域ごとに行動を変えさせていただくことが必要です。

◎ 県内移動に関する行動制限

3密を避けるなど「新しい生活様式」（別添）を徹底してください。

◎ 県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

[※6月1日以降の基準です。5月31日までは、都道府県を跨ぐ移動はできる限り回避（山梨県は新しい生活様式の徹底により可）をお願いします。]

1 本県を出発する皆様へ

（静岡県の独自の評価によるものであり、外出の検討にあたっては、訪問先の県等が発表している行動制限を尊重してください。）

（1）全ての外出について、「新しい生活様式」を徹底してください。

（2）北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛媛県、福岡県には、やむを得ない事情がある場合を除き、「訪問を回避」してください。

- ・ 訪問が、本当に今必要なものであるか、御自身で改めて考えて御判断ください。  
訪問に代わる手段で対応ができないか、御検討ください。

〔※北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県は、5月25日の政府対処方針により、この地域との間の移動は、6月18日まで慎重に対応するよう示されています。また、人口10万人当たりの1週間の感染者数が多い石川県、愛媛県、福岡県につきましても、今しばらく注意が必要です。〕

（3）（2）に掲げた都道府県及び山梨県を除くその他の府県への訪問は、移動の必要性を慎重に判断してください。また、全ての移動に際して、「新しい生活様式」の徹底をお願いします。

## 2 本県を訪問される皆様へ

(帰省する方、訪問者には、県民の皆様からも呼びかけてください。)

- ・ (1) の地域の方から、本県への訪問の照会があった場合には、訪問が、本当に今必要なものであるか、先方と改めて御検討ください。
- ・ また、移動に際しての交通手段や移動の際の「新しい生活様式」に基づく行動の徹底にも配慮してください。

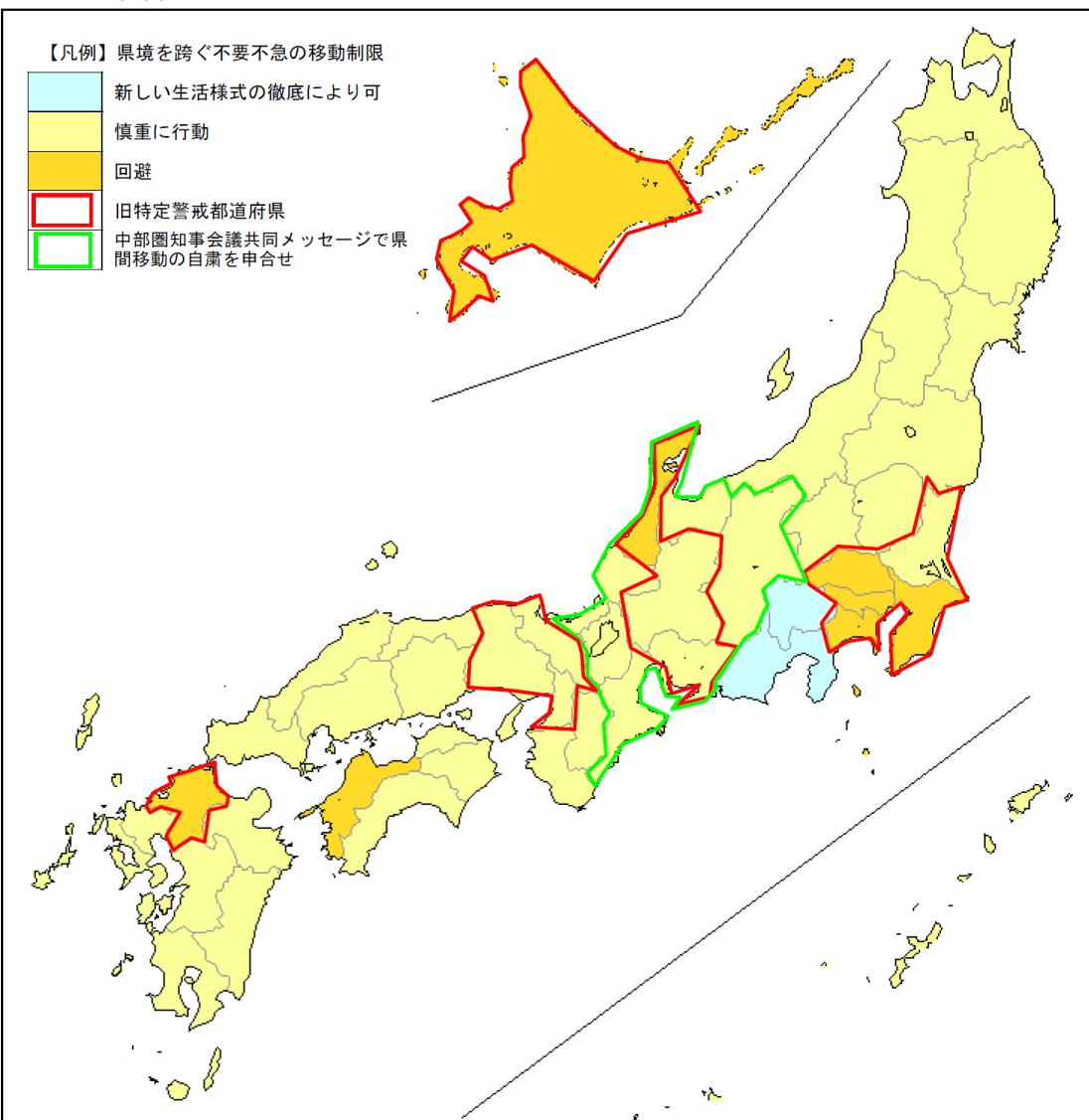
(1) 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛媛県、福岡県の皆様には、本県への訪問の「自粛」をお願いします。

(2) (1) に掲げた都道県及び山梨県を除くその他の県の皆様には、慎重な行動をお願いします。

(3) 県民の皆様には、他都道府県から訪問される方が、既に感染しているかもしれないという意識をお持ちいただき、「新しい生活様式」の徹底のほか、「三つの密」が集まる場所に行かない、作らないなど、**感染予防対策の徹底**をお願いします。

※見えない感染者：感染していても無症状や軽症で、自分が感染していることに気付いていない人。  
発症前2日前から感染力があるなど、本人が知らないまま、他人に感染させてしまうリスクがある。

6月1日以降



県境を跨ぐ不要不急の移動制限の内容(警戒レベル3 「県内注意」「県外警戒」のとき)

2020年6月1日現在

～静岡県独自のもの～

変化があり次第、時点更新します。

(注意:この評価は、あくまで静岡県独自のものである。県外に行く場合は、到着地や経由地が、県外者にどういう行動制限をしているかを確認してください)

出発地 (①～⑤)	到着地 (a～e)	a) 静岡県	b) 感染が限定的な近隣県	c) 感染が限定的なその他の都道府県	d) 現在は感染定期に近くなっているが、未だ警戒が必要な都道府県	e) 特定警戒都道府県 等
①静岡県		①静岡県民がa)、b)、c)、d)、e)に行く場合				
②感染が限定的な近隣県		新しい生活様式の徹底  ②から静岡県へ来る方へ 自粛を要請しない (静岡県内では新しい生活様式の徹底をお願いする)	新しい生活様式の徹底  ②は山梨県(注) (注)経由地には御注意ください。	慎重に行動	回避	回避を徹底
③感染が限定的なその他の都道府県		③から静岡県へ来る方へ 慎重な行動を要請	—	③は②、④以外の県	—	—
④現在は感染定期に近くなっているが、未だ警戒が必要な都道府県		④から静岡県へ来る方へ 自粛を要請	—	—	④は北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛媛県、福岡県	—
⑤特定警戒都道府県 等		⑤から静岡県へ来る方へ 自粛の徹底を要請	—	—	—	